

IASB 公開草案「経営者による説明」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 やました はるゆき
山下 晴之

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から2021年5月に公表された公開草案「IFRS実務記述書（PS）第1号『経営者による説明』」（以下「本公開草案」という。）に対して、2021年11月にコメント・レターを送付している。

本公開草案の概要

PS第1号は、企業が財務諸表の補足情報を提供するための報告である「経営者による説明」を作成するための包括的なフレームワークを提供するものであり、2010年12月に公表された。

PS第1号の改訂プロジェクトは、昨今の投資者及び債権者が必要とする情報の変化、投資者等のニーズと企業報告に含まれる情報とのギャップの拡大、サステナビリティ報告書や統合報告書等の「企業価値」という概念を取り入れた企業報告の進展を踏まえ、2017年11月にIASBのアジェンダに追加された。

本改訂は、十分な柔軟性¹及び十分な規律²をともに提供する、投資者等が必要とする情報に焦点を当てた包括的な要求事項と、経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンスを提供することを目的としている。

本公開草案の提案には、財務諸表に含まれる情報に影響を与える可能性がある次の事項が含まれている。その他の提案については、『季刊会計基準』第74号62頁「IASB公開草案 IFRS実務記述書第1号『経営者による説明』の解説」を参照いただきたい。

• サステナビリティ報告に関するIFRS財団評議員会のプロジェクトとの相互関係

本公開草案は、経営者による説明が、投資者及び債権者にとって重要性がある環境的及び社会的事項に関する情報を開示する適切な場所になり得るとしている。また、企業は、将来的に国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する基準を、本実務記述書に準拠するために必要となる環境的及び社会的事項に関する一部の情報を識別する際に適用し得るとしている。

• 重要性の判断の行使

本公開草案は、企業に、経営者による説明の目的を満たす「重要性がある（Material）」情報

1 十分な柔軟性：経営者による説明が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項に焦点を当て、それらの事項及びそれらに対する経営者の対応に関する企業固有の情報を提供する。

2 十分な規律：経営者による説明の外部からの保証（例えば、外部監査又は他の外部レビュー）を容易にし、国内の立法者及び規制当局が本実務記述書を強制することを可能にし、それに対する準拠を執行する能力を強化する。

を提供することを求め、「経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある」という定義を提案している。

IASB によれば、この「重要性がある」情報の定義は、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）等に基づき、経営者による説明の文脈に置き換えることを意図しているとしている。

- 完全性、バランス、正確性及び他の属性

本公開草案は、経営者による説明に含まれる情報が有すべき情報の性質として次の属性を提案しているが、定義については、概念フレームワークの表現をより日常的な表現に置き換え、簡潔な記述とすることを提案している。

- (1) 要求される情報の属性

完全性、バランス、正確性、一体性

- (2) 望ましい情報の属性

明瞭性及び簡潔性、比較可能性、検証可能性

なお、概念フレームワークでは、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であるとされているが、本公開草案では「簡単のため」、重要性のみに言及するとしている。

当委員会が提出したコメント・レターの概要

当委員会は、公開草案の提案のうち、財務諸表に含まれる情報に影響を与える可能性がある提案に対して、以下のコメントを行っている。特に、コメント・レターの冒頭では、ISSB が扱う情報の範囲が明確にされないまま、IASB が本プロジェクトを進めるべきではないとしている。

(1) サステナビリティ報告に関する IFRS 財団評議員会のプロジェクトとの相互関係

前提として、当委員会は、IFRS 財団による ISSB に関する取組みの方向性について同意し支持している。サステナビリティを含む財務諸表外で提供される情報の重要性は益々高まっており、IFRS 財団の取組みは、サステナビリティ報告に関するグローバルでの透明性、一貫性及び比較可能性の改善に資するものと考えている。

しかしながら、我々は、本公開草案が扱う内容が、ISSB が将来において取り組む可能性のある事項と重複する可能性があるにもかかわらず、IASB と ISSB が扱う情報の範囲を明確にしないまま、IASB が本プロジェクトを進めるべきではないと考える。

例えば、本公開草案では、ISSB が公表する基準に基づき作成された情報は、経営者による説明に含まれる情報の一部となることが示唆されている。しかし、ISSB が財務諸表に含まれない情報全般を扱うことになれば、ISSB が公表する基準に基づき作成された情報は、経営者による説明に含まれる情報よりも範囲が広がる可能性があると考えられる。IASB は、ISSB 設立後に、このような事項を議論する必要があると考える。

また、ISSB 設立後、IASB と ISSB は、連携して作業することが必要になると考えられ、仮に一方の審議会で本プロジェクトを扱うことになったとしても、他方の審議会も何らかの形で関与する

ことになると考えられるが、この連携の具体的な内容についても両方で議論し、関係者の理解を得ることが必要である。

(2) 重要性の判断の行使

IASB の概念フレームワークの質的特性は、もっぱら財務諸表で提供される情報を想定して開発されたものと考えられ、財務諸表で提供される情報と、財務諸表外で提供される情報とでは、目的等が異なるため、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークも異なるものになると考えられる。したがって、経営者による説明に IASB の概念フレームワークの質的特性をそのままの形で適用できないとする IASB の結論に賛成する。

また、Materiality という用語について、我々は、財務諸表で提供される情報の文脈で使用される場合（例えば、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「重要性」）と財務諸表外で提供される情報の文脈で使用される場合（例えば、サステナビリティ情報の文脈における「シングル・マテリアリティ」及び「ダブル・マテリアリティ」）とで、意味がすでに大きく異なっていると理解している。そのような状況を踏まえると、我々は、Materiality という用語を、概念が重複することを避けるために変更することは難しいと考えており、同一の用語を異なる意味で使用することによって利害関係者が混乱することがないように、用語が使われている文脈を明確にすることが重要であると考えている。この問題を解決する一つの方法として、財務諸表で提供される情報と財務諸表外で提供される情報とで別の概念フレームワークを開発し、両者の関係を明確にすることが考えられる。

本公開草案の重要性に関する具体的な提案については、まず、仮に IASB が IASB の概念フレームワークを出発点として経営者による説明の属性を説明する場合、次の点を明確にする必要があると考える。

- ① 重要性を「要求される属性」の一つとしていない理由
- ② 本公開草案における重要性には、IASB の概念フレームワークにおける重要性以外の目的適合性の諸側面が含まれるか否か及びその理由（本公開草案では、目的適合性を「簡単のため」重要性に置き換えているが、そのように置き換えた意図が明確ではない。）

また、財務諸表で提供される情報の文脈における重要性と経営者による説明で提供される情報の文脈における重要性は異なるものと考えられることから、PS 第 1 号の修正を受けて PS 第 2 号「重要性の判断の行使」を修正することは支持しない。

(3) 完全性、バランス、正確性及び他の属性

財務諸表で提供される情報と、財務諸表外で提供される情報とでは、目的等が異なるため、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークも異なるものになると考えられる。したがって、ISSB が設立され、IASB が扱う情報と ISSB が扱う情報の範囲が明確になった段階で、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークが議論されるべきである。